

生活習慣病予防健診以外で事業者健診を行っている事業所様へ

ヘルスケア通信簿の内容はいかがだったでしょうか。健診受診者数が少ない場合、御社の実態を正確にお伝えできていない場合があります。事業者健診結果データを提供いただければ、より正確なヘルスケア通信簿をお届けすることができます。健診結果データの提供にご協力くださいますようお願いいたします。

※健診結果データの提供は、法律で義務付けられています。

ご提供いただく方法

① 健診実施機関から協会けんぽに健診結果データを提供いただく方法

事業主様に行っていただくのは、『同意書』の提出のみとなります。同意書を提出いただくことにより、健診結果のデータが、受診された健診機関を通じて当協会に提出されます。

※同意書は、協会けんぽ 広島支部のホームページから入手できます。

② 協会けんぽへ「健康診断結果通知表」のコピーを提供いただく方法

「健康診断結果通知表」をコピーし、協会けんぽへご提出ください。ご提出いただいた健康診断結果通知表のコピーにつきましては、データ化した後、責任を持って溶解処分いたします。



Q1 健診結果データは何に使われるの？

A. 、ヘルスケア通信簿がデータ不足となっている場合、より正確な内容をお知らせすることができます。また、従業員の方への保健指導(無料)のご案内等に使用いたします。

Q2 健診結果データを提供することは、個人情報の観点から問題はないの？

A. 問題はありません。事業主様が当協会に対して、健康診断の結果を提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号)に規定されています。

